

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書

政府は現在、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を検討している。

日本の現行民法が定める夫婦・親子の同姓は、日常極めて普通のこととして、一般人にとって何も疑問を覚えるようなことは無く、何の不都合も感じない家族制度である。

婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化しており、婚姻に際し氏を変更しても、関係者・知人に告知することにより何の問題も生じない。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが、圧倒的多数であり、極めて一般的な普通の感覚である。

しかし、選択的夫婦別姓制度を導入することになれば、共同体意識よりも個人的な都合を尊重する流れを社会に生み出し、結果として、安易な結婚や離婚が繰り返されることにより、社会の悲しい風潮を助長する働きをする懸念するものである。

一体感を持つ強い絆のある家庭に、健全な心を持つ子供が育つものである。選択的夫婦別姓制度は、日本の婚姻制度を変え、家族制度を崩壊させようとする動きを推進するものであり、子供の心の健全な成長のことを考えた時、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいということは言うまでもない。

よって、国においては、民法改正による選択的夫婦別姓制度を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

千葉県山武市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様